

農地法第3条申請書に関する意見書

◆全部効率利用要件

- 取得後に全ての農地を適切に耕作します。 ()
- 機械・技術等、労働力に問題はありません。 ()

◆常時従事要件

- 本人または世帯員等の農作業従事日数に問題はありません。 ()

◆地域との調和

- 周辺農地に支障はきたしません。 ()
- その他特記事項 ()

◆その他特記事項()

記

大 字	字	地 番	登記地目	面 積 m ²	適 用

令和 年 月 日

上記農地について、説明を受け、審査の結果何ら異議がないものと認めます。

辰野町農業委員・辰野町農地利用最適化推進委員

氏 名

印

氏 名

印